

北本市高齢者福祉計画・第7期介護保険事業計画の策定に向けて

■ 高齢者福祉計画・介護保険事業計画の位置付け

高齢者福祉計画・介護保険事業計画とは、高齢者に関する各種の保健福祉事業や介護保険制度の円滑な実施に関する総合的な計画として、取り組むべき課題等を明らかにしたうえで、今後の目標及び施策方針等を定めたものであり、国の基本指針に即して、3年を一期として作成されるものです。

北本市においても、現在、平成27年度～平成29年度の3か年を計画期間とした「第6期北本市高齢者福祉計画・介護保険事業計画」（以下「第6期計画」という。）に基づき、高齢者福祉施策の一層の充実を推進しているところではありますが、併せて、第6期計画の最終年度である今年度においては、平成30年度～平成32年度の3か年を計画期間とする「第7期北本市高齢者福祉計画・介護保険事業計画」（以下「第7期計画」という。）を策定することが求められています。

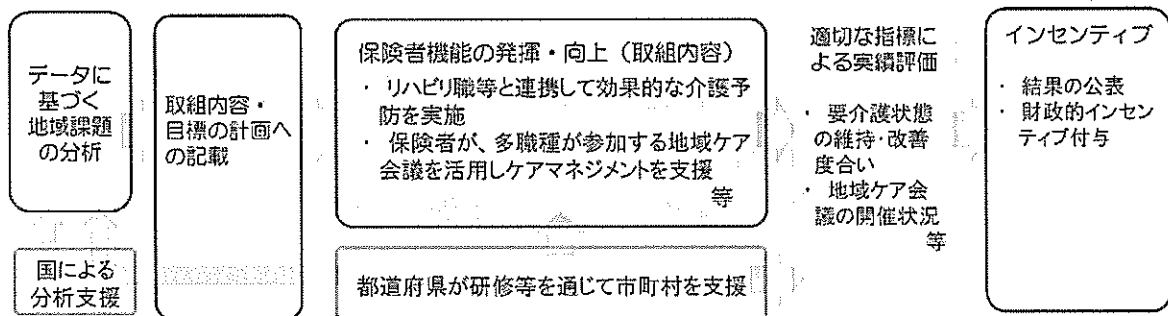
■ 第7期計画策定に向けた国の動き

1. 地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律のポイント

高齢者の自立支援と要介護状態の重度化防止、地域共生社会の実現を図るとともに、制度の持続可能性を確保することに配慮し、サービスを必要とする方に対して必要なサービスが提供されるようにする。

地域包括ケアシステムの深化・推進

(1) 自立支援・重度化防止に向けた保険者機能の強化等の取組の推進



厚生労働省 HP より

●主な法律事項

- ・計画策定に当たり、地域課題の分析の実施（国提供の地域包括ケア「見える化」システム等の活用）
- ・計画書に、介護予防・重度化防止等の取組内容及び目標を記載 → 目標達成状況の公表及び報告
- ・都道府県による市町村支援の規定の整備
- ・財政的インセンティブの付与の規定の整備

(2) 新たな介護保険施設の創設

今後、増加が見込まれる慢性期の医療・介護ニーズへの対応のため、「日常的な医学管理が必要な重介護者の受入れ」や「看取り・ターミナル」等の機能と、「生活施設」としての機能を兼ね備えた、新たな介護保険施設を創設する。

<新たな介護保険施設の概要>

名称	介護医療院 ※ただし、病院又は診療所から新施設に転換した場合には、転換前の病院又は診療所の名称を引き続き使用できることとする。
機能	要介護者に対し、「長期療養のための医療」と「日常生活上の世話（介護）」を一体的に提供する。（介護保険法上の介護保険施設だが、医療法上は医療提供施設として法的に位置づける。）
開設主体	地方公共団体、医療法人、社会福祉法人などの非営利法人等

厚生労働省 HP より

(3) 地域共生社会の実現に向けた取組の推進

① 「我が事・丸ごと」の地域福祉推進の理念を規定

地域福祉の理念として、支援を必要とする住民（世帯）を抱える多様で複合的な地域生活課題について、住民や福祉関係者による①把握及び②関係機関との連携等による解決がられることを目指す旨を明記。

② この理念を実現するため、市町村が以下の包括的な支援体制づくりに努める旨を規定

- 地域住民の地域福祉活動への参加を促進するための環境整備
- 住民に身近な圏域において、分野を超えて地域生活課題について総合的に相談に応じ、関係機関と連絡調整等を行う体制
- 主に市町村圏域において、生活困窮者自立相談支援機関等の関係機関が協働して、複合化した地域生活課題を解決するための体制

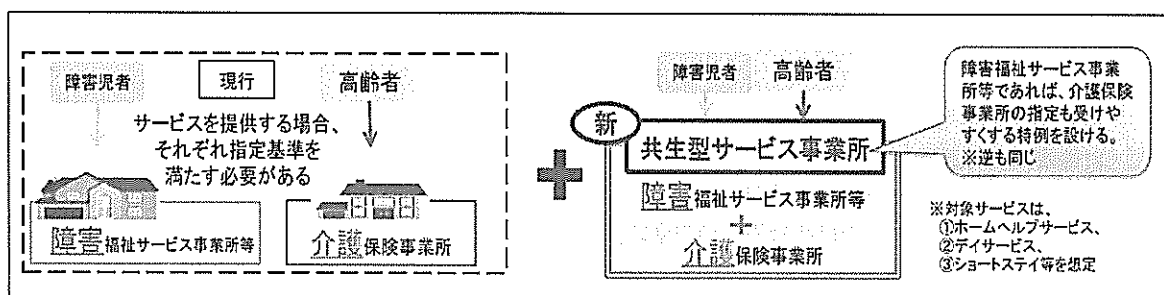
③ 地域福祉計画の充実

- 市町村が地域福祉計画を策定するよう努めるとともに、福祉の各分野における共通事項を定め、上位計画として位置づける。

④ 新たな共生型サービスの位置付け

- 高齢者と障害児者が同一の事業所でサービスを受けやすくするため、介護保険と障害福祉両方の制度に、新たに共生型サービスを位置付ける。

<新たな共生型サービスの考え方>



介護保険制度の持続可能性の確保

(1) 現役世代並みの所得のある者の利用者負担割合の見直し【平成30年8月施行】

<利用者負担割合見直しの考え方>

	負担割合
年金収入等 340万円以上 (※1)	2割 ⇒ 3割
年金収入等 280万円以上 (※2)	2割
年金収入等 280万円未満	1割

厚生労働省 HP より

世代間・世代内の公平性を確保しつつ、制度の持続可能性を高める観点から、2割負担者のうち特に所得の高い層の負担割合を3割とする。(ただし、月額44,400円の負担の上限あり。)

(※1)

具体的な基準は政令事項。現時点では、「合計所得金額(給与収入や事業収入等から給与所得控除や必要経費を控除した額)220万円以上」かつ「年金収入+その他合計所得金額340万円以上(単身世帯の場合。夫婦世帯の場合463万円以上)」とすることを想定。⇒単身で年金収入のみの場合344万円以上に相当。

(※2)

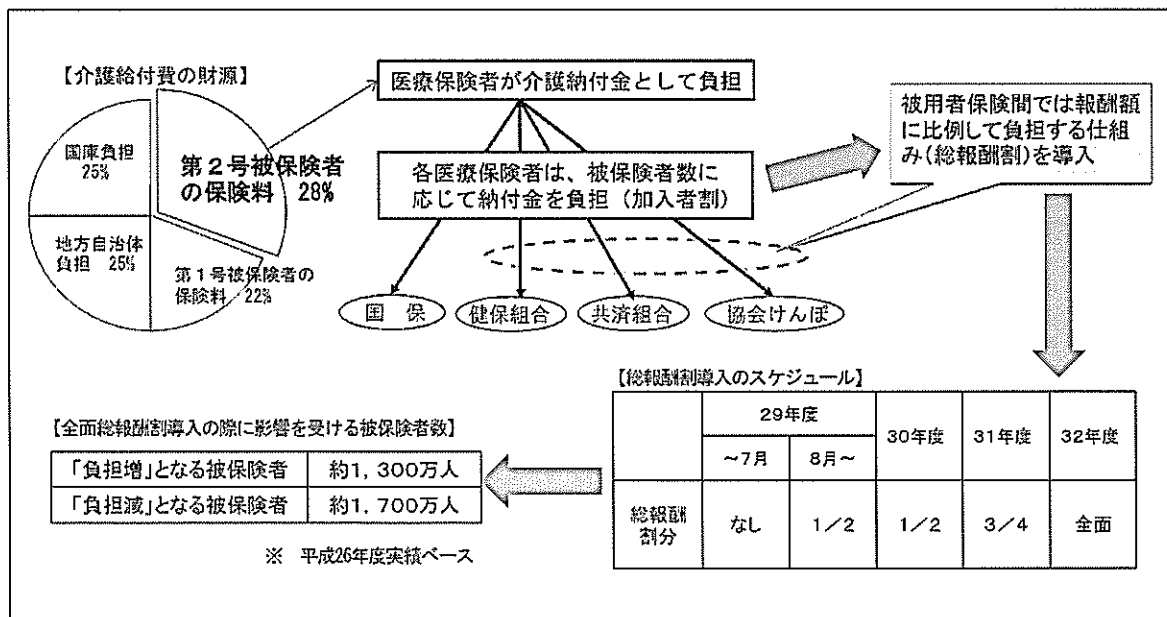
「合計所得金額160万円以上」かつ「年金収入+その他合計所得金額280万円以上(単身世帯の場合。夫婦世帯の場合346万円以上)」⇒単身で年金収入のみの場合280万円以上に相当

(2) 介護納付金における総報酬割の導入【平成29年8月分より実施】

第2号被保険者(40~64歳)の保険料は、介護納付金として医療保険者に賦課しており、各医療保険者が加入者である第2号被保険者の負担すべき費用を一括納付している。

各医療保険者は、介護納付金を、2号被保険者である『加入者数に応じて負担』しているが、これを被用者保険間では『報酬額に比例した負担』とする。(段階的に導入)

<介護納付金における総報酬割の導入の考え方>



厚生労働省 HP より

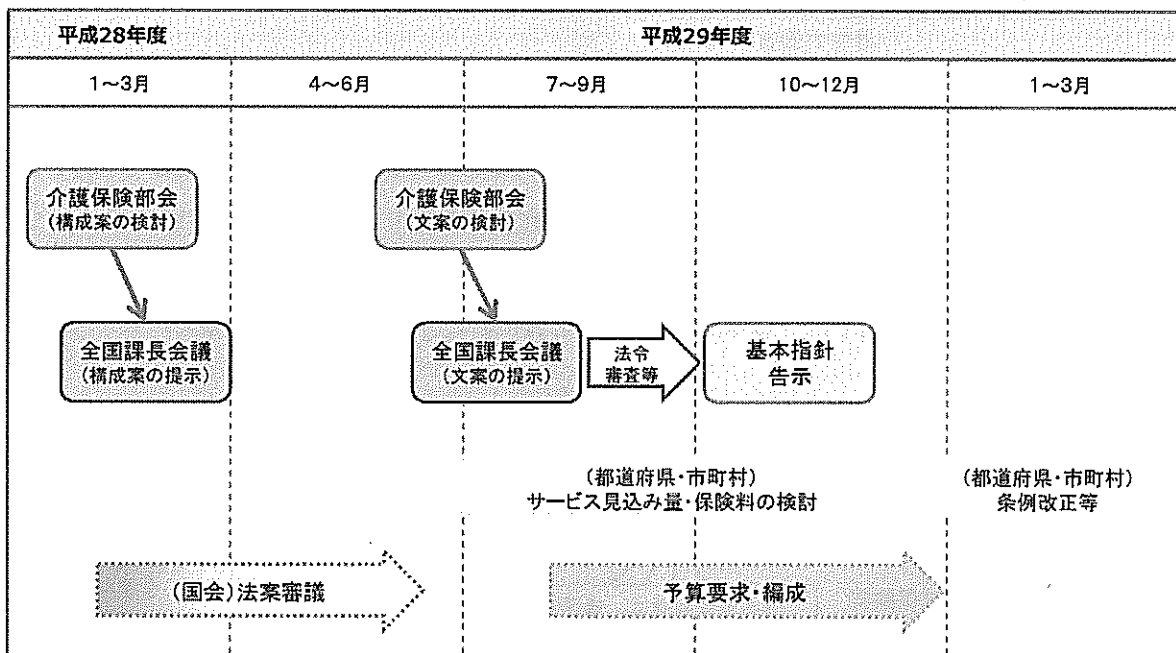
■ 国の基本指針について

国の基本指針は、介護保険法において、厚生労働大臣は、介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針（以下「基本指針」という。）を定めることとされている。

<第7期基本指針のポイント>

- 高齢者の自立支援・重度化防止に向けた保険者機能の強化の推進
- 「我が事・丸ごと」、地域共生の推進
- 平成30年度から同時スタートとなる医療計画等との整合性の確保
- 介護を行う家族への支援や虐待防止対策の推進
- 「介護離職ゼロ」に向けた、介護をしながら仕事を続けることができるようなサービス基盤の整備

<国の基本指針の改正に係る今後のスケジュール>



厚生労働省 HP より

第7期介護保険事業計画において想定される記載すべき事項

市町村介護保険事業計画は、国の基本指針をガイドラインとして作成されるべきものであり、基本指針の改正（案）より、第7期計画で新たに盛り込むべき内容は概ね以下のとおりとなります。

＜国の基本指針の見直し（案）＞

現行（旧）	見直し案（新）
□ 市町村介護保険事業計画の基本的記載事項	
1. 日常生活圏域 2. 各年度における介護給付等サービスの種類ごとの量の見込み ①各年度における介護給付対象サービスの種類ごとの量の見込み ②各年度における予防給付対象サービスの種類ごとの量の見込み 3. 各年度における地域支援事業の量の見込み ①総合事業の量の見込み ②包括的支援事業の量の見込み	1. 日常生活圏域 2. 各年度における介護及び予防給付サービスの種類ごとの量の見込み ①各年度における介護給付対象サービスの種類ごとの量の見込み ②各年度における予防給付対象サービスの種類ごとの量の見込み 3. 各年度における地域支援事業の量の見込み ①総合事業の量の見込み ②包括的支援事業の量の見込み 4. 被保険者の地域における自立した日常生活の支援、要介護状態等の予防又は軽減若しくは悪化の防止、介護給付等の適正化への取り組み及び目標設定

現行（旧）	見直し案（新）
□ 市町村介護保険事業計画の任意的記載事項	
1. 地域包括ケアシステム構築のため重点的に取り組むことが必要な事項 ①在宅医療・介護連携の推進 ②認知症対策の推進 ③生活支援・介護予防サービスの基盤整備の推進 ④高齢者の居住安定に係る施策との連携 2. 各年度における介護給付等サービスの種類ごとの見込量を確保するための方策 ①関係者の意見の反映 ②公募による事業者の指定 ③報酬の独自設定	1. 地域包括ケアシステム構築のため重点的に取り組むことが必要な事項 ①在宅医療・介護連携の推進 ②認知症対策の推進 ③生活支援・介護予防サービスの基盤整備の推進 ④地域ケア会議の推進 ⑤高齢者の居住安定に係る施策との連携 2. 各年度における介護給付等サービスの種類ごとの見込量を確保するための方策 ①関係者の意見の反映 ②公募及び協議による事業者の指定 ③報酬の独自設定 ④人材の確保及び資質の向上

<p>3. 各年度における地域支援事業に要する費用の額及び見込量を確保するための方策</p> <p>①地域支援事業に要する費用の額</p> <p>②総合事業のうち、訪問型サービス、通所型サービス、その他の生活支援サービスの種類ごとの見込量を確保するための方策</p> <p>③地域支援事業及び予防給付の実施による介護予防の達成状況の点検及び評価</p> <p>④総合事業の実施状況の調査、分析及び評価</p> <p>4. 介護給付等対象サービス及び地域支援事業の円滑な提供を図るための事業等に関する事項</p> <p>①介護給付等対象サービス</p> <p>②総合事業</p> <p>③地域包括支援センターの設置及び適切な運営</p> <p>5. 地域包括支援センター及び生活支援・介護予防サービスの情報公開に関する事項</p> <p>6. 市町村独自事業に関する事項</p> <p>①保健福祉事業に関する事項</p> <p>②市町村特別給付に関する事項</p> <p>7. 介護給付の適正化に関する事項</p> <p>8. 療養病床の円滑な転換を図るための事業に関する事項</p>	<p>3. 各年度における地域支援事業に要する費用の額及び見込量を確保するための方策</p> <p>①地域支援事業に要する費用の額</p> <p>②総合事業のうち、訪問型サービス、通所型サービス、その他の生活支援サービスの種類ごとの見込量を確保するための方策</p> <p>③地域支援事業及び予防給付の実施による介護予防の達成状況の点検及び評価</p> <p>④総合事業の実施状況の調査、分析及び評価</p> <p>4. 介護給付等対象サービス及び地域支援事業の円滑な提供を図るための事業等に関する事項</p> <p>①介護給付等対象サービス</p> <p>②総合事業</p> <p>③地域包括支援センターの設置、適切な運営及び評価</p> <p>5. 地域包括支援センター及び生活支援・介護予防サービスの情報公開に関する事項</p> <p>6. 市町村独自事業に関する事項</p> <p>①保健福祉事業に関する事項</p> <p>②市町村特別給付に関する事項</p> <p>—</p> <p>7. 療養病床の円滑な転換を図るための事業に関する事項</p>
---	--